ロ　特定供給設備以外の供給設備（バルク供給に係るものに限る。）		
(1)　［略］	［略］	
(2)　第十九条第七号（第十八条第十号（地下室等に係る供給管（ポリエチレン管を使用しているものを除く。）の部分及び亜鉛めっきを施した供給管（防しょくテープを施したものを含み、機能を損なうおそれのある腐しょくが生じないものを除く。）であって地盤面下に埋設したもの（地下室等に係る供給管の部分を除く。）に限る。）及び第二十一号に係る部分に限る。）掲げる基準に関する事項	［略］	
(3)　［略］	［略］	
(4)　第十九条第一号チ、リ並びにワ、第二号	［略］	

ロ　特定供給設備以外の供給設備（バルク供給に係るものに限る。）		
(1)　［略］	［略］	
(2)　第十九条第七号（第十八条第十号（地下室等に係る供給管の部分及び亜鉛めっきを施した供給管又は亜鉛めっきを施した供給管に防しょくテープを施したものであって地盤面下に埋設したもの（地下室等に係る供給管の部分を除く。）に限り、ポリエチレン管を使用している供給管を除く。）及び第二十一号に係る部分に限る。）に掲げる基準に関する事項		
(3)　［略］	［略］	
(4)　第十九条第一号チ、リ並びにワ、第二号	［略］	

イ、ハ並びにホ（第一号チ、リ及びワに係る部分に限る。）、第三号ロ、ハ(9)及び(10)、ニ(2)並びにホ(2)及び(6)並びに第七号（第十八条第五号（調整器とガスメーターの間の部分に限る。）、第六号、第十号（地下室等に係る供給管の部分、亜鉛めっきを施した供給管（防しょくテープを施したものを含み、機能を損なうおそれのある腐しょくが生じないものを除く。）であって地盤面下に埋設したもの（地下室等に係る供給管の部分を除く。）及びポリエチレン管を使用		

イ、ハ並びにホ（第一号チ、リ及びワに係る部分に限る。）、第三号ロ、ハ(9)及び(10)、ニ(2)並びにホ(2)及び(6)並びに第七号（第十八条第五号（調整器とガスメーターの間の部分に限る。）、第六号、第十号（地下室等に係る供給管の部分、亜鉛めっきを施した供給管又は亜鉛めっきを施した供給管に防しょくテープを施したものであって地盤面下に埋設したもの（地下室等に係る供給管の部分を除く。）及びポリエチレン管を使用している供給管を除く。）、第十		